

美浦村ホームページ掲載申込書

事業所の名称 _____

職 種	
雇用形態	
募集人員	
仕事内容	
学歴・資格	
年 齢	
勤務地	
勤務時間	
給 与	
待遇・福利厚生	
休 日	
求人募集期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
問合せ連絡先	電話 担当者

企業・会社情報

住 所	
業 種	
会社の特徴	
事業内容	
代表者	
創 業	
資本金	
年 商	
従業員数	
ホームページ	
写真等	

提出先 美浦村役場 経済建設部 経済課
メール : keizai@vill.miho.lg.jp

美浦村ホームページ雇用情報掲載企業募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、美浦村ホームページに企業（個人事業者を含む。以下同じ。）の雇用情報を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載企業)

第2条 ホームページに掲載する企業は、村内に事業所、工場等を置く企業のうち、美浦村広告掲載詳細基準要項（平成23年12月1日告示130号）第4条各号に規定する企業以外の企業とする。

2 前項の規定にかかわらず、村長は、村税等の滞納がある企業のうち、協議に基づき計画的に滞納分を納税している企業をホームページに掲載することができる。

(掲載料)

第3条 ホームページの掲載料は、無料とする。

(掲載の申込み)

第4条 ホームページの掲載を希望する企業（以下「掲載希望企業」という。）は、ホームページ掲載申込書を村長（担当：経済建設部経済課）に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申込みを受けたときは、第2条に規定する掲載企業の要件に該当するかどうか調査し、要件に該当しないときは、掲載希望企業にその旨を通知するものとする。

(掲載の手続き)

第5条 村長は、ホームページ掲載申込書の提出を受けたときは、入力に必要な情報及び説明資料を掲載希望企業に送付するものとする。

(掲載情報の削除)

第6条 村長は、ホームページ掲載内容が不適切であるとき、第2条に規定する掲載企業の要件に該当しないことが判明したとき、その他企業情報を掲載することが不適当であると判断したときは、掲載情報を削除することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附則

この要領は、平成27年1月9日から施行する。